

社会福祉法人 東雲会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東雲会（以下、「法人」という。）の役員、評議員の報酬について、本法人定款第8条、第21条に基づいて定めるものである。

(役員及び評議員の報酬等)

第2条 役員が理事会、監査及び評議員会に出席したとき、評議員が評議員会に出席した時は、以下の表のとおり報酬を支給する。

	理事	監事	評議員
報酬額 (会議1回)	5,000円	5,000円	5,000円

※ 上記報酬額は源泉徴収税別

(施行期日)

第3条 この規程は、平成29年 6月 8日から施行する。